

令和元年度滋賀県協同農業普及事業外部評価会議開催要領

1 目的

「滋賀県農業・水産業基本計画」の実現をはじめ、力強い本県農業と活力ある農村の創出を図るためには、協同農業普及事業（以下「普及事業」）の果たすべき役割は大きい。

より一層効果的かつ効率的な普及活動を展開するため、先進的な農業者や関係機関等を含む外部委員により、幅広い視点からの評価を実施し、普及事業の推進に資する。

2 日時 令和2年1月31日(金) 13:00～17:00

3 場所 滋賀県庁 北新館 3階 中会議室

4 評価の内容

1) 内容

各普及組織における普及指導活動に関すること
(課題・対象の選定、活動手法、目標の達成状況等)

2) 対象の選定

各農産普及課および農業革新支援部よりそれぞれ1課題とする。ただし、東近江は2課題とする。

主要な普及指導計画で、外部評価により活動内容の改善等が期待できる課題を選定する。

対象となる課題は、原則継続課題から選定する。

5 評価委員

外部評価会の委員は、先進的な農業者（集落営農組織含む）、若手・女性農業者、農業関係団体、学識経験者、民間企業等をもって構成するものとする。

6 会議の進め方

1) 各農産普及課、農業革新支援部は、4の2)で選定した課題について、外部評価委員に対してプレゼンテーションを行い、評価委員から意見を伺う。なお、プレゼンテーションの内容は、①背景、②問題点・課題、③目標、④活動の内容・方法、⑤活動経過、⑥活動の成果、⑦今後の課題を含むこととする。

2) 外部評価員は、提出調書およびプレゼンテーションをもとに、活動内容、普及手法、結果（成果）等をふまえて4段階評価（A：適正、B：やや適正、C：やや不適、D：不適）とコメントを併用した外部評価シート（様式3）を作成する。

7 外部評価のとりまとめ

外部評価の結果を踏まえて、次年度以降の普及指導計画の改善を図るとともに、農業経営課ホームページ等で公表するものとする。